



大童子川内水面漁業協同組合
内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、大童子川内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第4号第5種共同漁業権にかかる漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ第7条第1項に規定する遊漁料を納付し、その承認を受けなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 当該漁業権の対象となっている水産動物を採捕する場合は、まき餌を使用してはならない。

(遊漁の方法等)

第4条 次の表の魚種、漁具・漁法、区域、期間で遊漁しなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 区 域	エ 期 間
あ ゆ	手釣、竿釣	この規則第5条に規定する禁止区域を除いた区域	7月1日から翌年3月31日まで
やまめ	手釣、竿釣	同 上	4月1日から9月30日
いわな	手釣、竿釣	同 上	同 上

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
J R五能線鉄橋の上流端から河口までの区域	周 年
大童子川1号砂防ダム（鯉ヶ沢土木事務所施工、昭和37年竣工）の上流端から崩堰の下流端までの区域	同 上

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

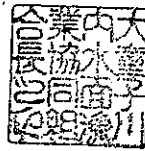
魚 種	全 長
あ ゆ	10センチメートル
や ま め	15センチメートル
い わ な	同 上

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、50円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料
あ ゆ	手 釣、竿 釣	1日 400円、1年 3,000円
や ま め		
い わ な		

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所においても漁場監視員に納付することができる。



遊漁料の納付場所

名 称	住 所
組合長宅 (木村次男)	深浦町大字柳田字宮崎151の3
伊藤商店	深浦町大字柳田字宮崎70の3
藤田商店	深浦町大字岩坂字長谷野28の6
派谷商店	深浦町大字岩坂字長谷野82の2
小山商店	深浦町大字関字小島崎179の1
太田釣具店	鯉ヶ沢町大字釣町29

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底を攪はんしてはならない。

5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。



様式(1)

遊漁承認証

表

裏

No.		注意事項			
遊漁承認証 下記のとおり遊漁を承認します。 記		<ol style="list-style-type: none"> 1. 遊漁するときは、この証を携帯しなければならない。 2. この証を他人に貸与してはならない。 3. 漁場監視員の要求があったときはこの証を提示しなければならない。 4. 遊漁するときは、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。 5. 川底を攪はんしてはならない。 6. ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 			
遊漁者	(住所) (氏名)			(年齢)	
承認期間					
魚種					
漁具漁法					
遊漁区域					
遊漁料					
発行者					
大童子川内水面漁業協同組合 印					

様式(2)

遊漁監視員証

表

裏

No.		注意事項	
漁場監視員証 下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明します。		<ol style="list-style-type: none"> 1. 監視の際は、この証を携帯しなければならない。 	
(氏名)	(住所)		
有効期間			
発行者			
大童子川内水面漁業協同組合 印			